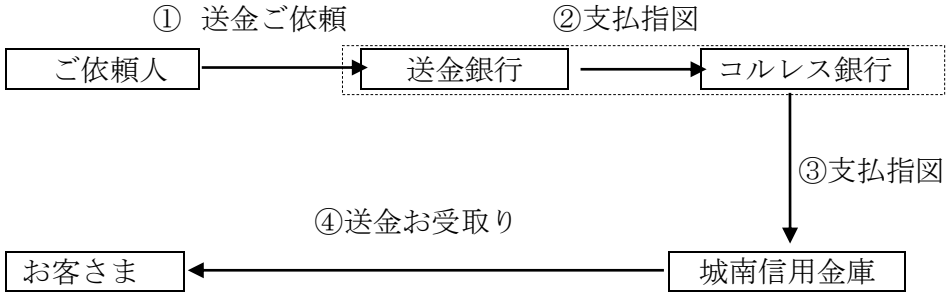
外国送金（被仕向送金）の概要

城南信用金庫

外国送金は、外為法等各種法令・規制等に基づいて、お取引の都度、お客様の取引内容等を確認する必要があるため、送金目的や送金原資、送金人とのご関係などが分かる資料のご提出をお願いする場合があります。

当金庫からの依頼にご対応いただけない場合や確認させていただいた内容によっては、総合的に判断してお取扱いできない場合があります。その場合、資金は送金銀行に返却いたします。

被仕向送金のしくみ	海外または国内のコルレス銀行から、お客さま宛の「支払指図」を電信にて受信し、お客さまの預金口座に入金します。  ・「コルレス銀行」とは、電文の受発信等のために契約を取り交わしている銀行をいいます。 ・ ┈┈ の銀行を、「関係銀行」といいます。

対象者	当金庫に普通預金口座または当座預金口座をお持ちのお客さま
取扱通貨	日本円（JPY）、米ドル（USD）、ユーロ（EUR）、英ポンド（GBP）
取扱時間	下記の注意事項記載のとおり適法性の確認等が済み次第、当金庫営業時間（9 時～15 時）中にご入金します。
適用相場	外貨建被仕向送金を円預金口座へご入金する場合、原則、入金処理当日のＴＴＢレート（外貨から円貨に換えるレート）を適用します。ＴＴＢレートには為替手数料（1 米ドルあたり 1 円、1 ユーロあたり 1 円 50 銭、１英ポンドあたり 4 円）が含まれています。 ただし、10 万米ドル・10 万ユーロ以上の外貨建取引は、市場の実勢レートを適用する場合があります。
注意事項	・当金庫が受信した「支払指図」において指定されているお客さま（受取人）の口座番号または名義が相違している場合は、口座入金は行えません。この場合、コルレス銀行宛送金の返金または照会等の手続きを行います。 ・お取扱いには、マイナンバー（個人番号／法人番号）の提出が必要となります。

<table>
<tr><td>注意事項</td><td>・お客さまの預金口座へ入金する際には、「外国為替及び外国貿易法」等に基づく適法性の確認をさせていただきます。経済制裁対象取引（北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、ウクライナのクリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）などの特定の国・地域や、ベネズエラ、ミャンマー、ロシアなどの特定の政権や企業関連取引等）および米国ＯＦＡＣ規制等外国における規制取引に該当しないこと、ならびに、送金受取理由や送金依頼人の居住国をご申告ください。
・当金庫に送金が到着する前に、関係銀行の手数料が差し引かれている場合があります。
・ご依頼人さまが送金手続きした通貨と到着した際の通貨が異なる場合があります。
・金額が 3,000 万円相当額を超える場合、お取引内容により日本銀行宛「支払または支払の受領に関する報告書」のご提出が必要となる場合があります。
・外国からの送金の場合、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」に基づき、お客様の個人番号・法人番号のお届けが必要です。当金庫は、金額が 100 万円相当額を超える場合、税務署宛「国外送金等調書」を提出します。</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>被仕向送金の手数料は、送金通貨とお客さまの受取口座の通貨の組み合わせにより異なります。（記載の手数料には消費税はかかりません。）

（１）全ての被仕向送金にかかる手数料
<table><tr><td>被仕向送金手数料</td><td>1,500 円</td></tr></table>
（２）円建てで円預金口座へ入金または外貨建てで外貨預金口座へ入金の場合
<table><tr><td>取引手数料
（リフティングチャージ）</td><td>送金金額の 0.05%（最低 2,500 円）</td></tr></table>
（３）外貨建てで円預金口座へ入金の場合
<table><tr><td>為替手数料</td><td>為替相場に含まれます
適用相場の項目を参照してください</td></tr></table>
「支払指図」の手数料区分が「依頼人負担」の場合は、上記の「被仕向送金手数料」「取引手数料（リフティングチャージ）」は、コルレス銀行（を通してご依頼人さま）に請求しますので、お客さまにはかかりません。</td></tr>
<tr><td>問合せ先</td><td>・本件に関するお問合せは、お取引口座のある営業店または市場運用部国際業務課（TEL　03-3493-8406）へご連絡ください。</td></tr>
</table>

（2026 年 1 月現在）

海外から送金を受け取るために必要な項目について

（送金される方にお伝えいただく情報）

銀行間の電文（支払指図）は、英語で取り交わされています。

海外から送金をスムーズに受け取るためには、送金依頼人さまに、お客さまや城南信用金庫の情報を、英語で正確に伝えることが大切です。

必要項目	英文表記
銀行名 (Beneficiary Bank)	【城南信用金庫の英文表記】 THE JOHNAN SHINKIN BANK
スイフトコード／ビックコード (SWIFT code / BIC code) ※スイフトコードとは、国際銀行間金融通信協会が定めた金融機関識別コードのことです。	【城南信用金庫の SWIFT コード】 JSBKJPJT（8 桁） 全営業店共通です。 11 桁のコードが必要な場合は、下 3 桁に X（エックス）を加えた「JSBKJPJTXXX」をお伝えください。 ※なお、当金庫(日本の金融機関)には、IBAN コード（ヨーロッパ諸国で使用）や ABA NO.（アメリカで使用）等はありません。
支店名 (Branch Name)	【取引店の英文表記】 ① 営業部本店…HEAD OFFICE ② 支店……○○○○ BRANCH
受取人口座番号 (Beneficiary Account Number)	【科目－店番－口座番号】 ○－○○○－○○○○○○○ 預金科目（当座預金：1、普通預金：2）と店番（3 桁）と口座番号（7 桁）をつないだものを受取人口座番号としてお伝えください。
受取人名 (Beneficiary Name)	【お名前の英語表記】 個人のお客さま…お名前の英語表記（表記順は、「姓･名」、「名･姓」のどちらでもかまいません。） 法人のお客さま…自社で定める英文社名

住所の英文表記について

送金の手続きにあたって送金依頼人さまより、金融機関所在地や受取人住所の情報を求められる場合があります。この場合の英文表記は、行政機関の表記例や下記の表記例を参考にしてください。

（例）〒141-8710　東京都品川区西五反田 7-2-3

7-2-3 NISHIGOTANDA SHINAGAWA-KU TOKYO 141-8710 JAPAN